

令和8年度

有田町未来へつなぐ有田焼支援事業補助金 【窯業を下支えする業種の後継者（候補者）の雇用・育成】

募集要領

■受付期間 令和8年6月15日（月）～令和8年7月10日（金）【消印有効】
※持参の場合は8:30～17:15（土、日、祝日を除く）

■受付先及び問い合わせ先 有田町役場商工観光課
(〒849-4192 有田町立部乙2202番地)
TEL 0955-46-2500
FAX 0955-46-2100
E-Mail syoko@town.arita.lg.jp

令和8年6月
有田町商工観光課

有田町未来へつなぐ有田焼支援事業補助金
【窯業を下支えする業種の後継者（候補者）の雇用・育成】
募集要領

令和8年度「有田町未来へつなぐ有田焼支援事業補助金」（以下、「補助金」という。）について、下記のとおり募集を行いますので、交付を希望される方は申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

本補助金は、陶磁器関連事業者等又は、後継者（候補者）が行う、窯業を下支えする業種の後継者（候補者）の雇用・育成のための取組に要する経費の一部や、後継者（候補者）の住居に係る費用の一部、採用に係る経費等を町が補助することによって、

有田焼産業が持続可能な産業となることを目的とする。

※「後継者（候補者）」とは、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 陶磁器関連事業者等から、平均週に3回以上、窯業を下支えする業種の技術の研修を受けている者又は受ける予定である者。
- (2) 型、生地、絵具若しくは釉薬の製造業又は絵付業その他の窯業を下支えする業種の技術を習得する意思がある者。

2. 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件すべてを満たす陶磁器関連事業者等又は後継者（候補者）であるものとする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 町税等を完納していること。
- (3) 申請年度において、本補助金もしくは有田町未来へつなぐ有田焼土産品開発支援事業補助金の交付決定を受けたものでないこと。
- (4) 同一の募集期間において、同一の陶磁器関連事業者等が申請を行っていないこと。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の反社会勢力との関係を有していないこと。
- (6) 社会通念上不適切であると判断される者等ではないこと。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、陶磁器関連事業者等又は、後継者（候補者）個人が行う、窯業を下支えする業種の後継者（候補者）の雇用・育成事業とする。

4. 補助対象事業期間

補助事業の事業期間は補助金交付決定の日から令和9年3月31日までとする。ただし、技術研修開始前の場合は、交付決定の日から1月以内には技術研修を開始するものとする。

5. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は別表1のとおりとし、研修事業所からの研修開始証明をもって研修開始日もしくは、補助金の交付の決定に係る会計年度の始期まで遡及できるものとする。※消費税を除く

6. 補助金の額

補助金の額は、別表2のとおりとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、国、県その他からこの補助金以外の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。

7. 申請手続き等

- (1) 申請受付先及び問い合わせ先

有田町役場商工観光課（〒849-4192 有田町立部乙2202番地）
TEL 0955-46-2500 FAX 0955-46-2100
E-Mail syoko@town.arita.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月10日（金）【消印有効】
※持参の場合は8:30～17:15（土、日、祝日を除く）

(3) 提出書類

- ①【後継者】様式第1号（第7条関係）
 - ②【後継者】研修計画書（交付申請）別紙1
 - ③【後継者】後継者（候補者）概要書（交付申請）別紙1の1
 - ④【後継者】研修概要書（交付申請）別紙1の2
 - ⑤【後継者】資金計画及び予算明細書（交付申請）別紙1の3の1、1の3の2
 - ⑥個人の場合は、住民票の写し、法人にあっては、登記事項証明書
 - ⑦完納証明書
- ※すでに研修を開始している場合は、研修開始証明書

(4) 提出部数

1部

8. 採択者の決定

受付終了後、有田町が設置する審査委員会において選定し、審査結果については、令和8年7月31日（金）までに文書で通知する。なお、選定の際、申請者との面談を行う場合、別途連絡をするものとする。

9. 補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければならない。

- (1) 補助金要綱及びこの要領の規定に従うこと。
- (2) 重要な補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業を完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了後1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書1部を提出すること。
- (6) 補助事業の経理については、他の経理と区分して、その収支の状況を明らかにしておくとともに、補助事業完了後5年間保管すること。
- (7) この補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には速やかに町長に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還すること。

10. その他

- (1) 補助金の支払については、町長が必要と認める場合は、概算払いで交付することができる。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その交付を停止し、若しくは交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ①規則及びこの要綱、要領の規定に違反したとき。
 - ②関係書類に虚偽の記載があったとき。

別表 1 (補助対象経費)

補助対象経費	経費の内容
住居費	後継者（候補者）の住居に係る賃借料
研修費	後継者（候補者）の研修に係る謝金、場所代、焼成代、材料代等の自社研修費（官公庁への支払いを除く）
採用費	後継者（候補者）の採用に係る広告宣伝費、人材紹介サービスの利用料等（人件費を除く）
その他	町長が必要と認める経費

別表 2 (補助金の額)

補助事業者	補助事業	補助率	補助金額
(3) 後継者（候補者）	(1) 後継者（候補者）の住居に係る賃借料補助	2 分の 1 以内	1 事業につき (3) の (1)、(2)、(3) の合計が60万円以内かつ月額 2 万円以内
	(2) 後継者（候補者）の研修費補助（官公庁への支払いを除く）	全額	1 事業につき (3) の (1)、(2)、(3) の合計が60万円以内かつ月額 5 万円以内
	(3) 後継者（候補者）の採用費補助（人件費を除く）	全額	(3) の (1)、(2)、(3) の合計が60万円以内